

上場株式等の譲渡所得等及び、配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡・配当所得等に係る税率は、特例措置により平成21年1月1日から平成25年12月31日までの所得については10%(所得税7%,住民税3%)の軽減税率が適用されていますが、平成26年1月1日以後は本則税率の20%(所得税15%,住民税5%)が適用されます。

※所得税については令和19年までは復興特別所得税(基準所得額に2.1%の税率を乗じて計算)が加算されます。

○上場株式等の譲渡所得に係る税率（課税となる年度の住民税の税率）

区分	平成22年度～平成26年度	平成27年度以後
金融商品取引業者等を通じた売却等	3%（市民税1.8%、府民税1.2%）	5%（市民税3%、府民税2%）
上記以外	5%（市民税3%、府民税2%）	

○上場株式等の配当所得に係る税率（課税となる年度の住民税の税率）

平成22年度～平成26年度	平成27年度以後
3%（市民税1.8%、府民税1.2%）	5%（市民税3%、府民税2%）